

# 子ども・子育て一般施策等への移行等についての 主な検討事項(案)

## I 「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)施行後の、児童発達支援センターの方向性について

1. 児童発達支援センターに求められる中核機能が発揮されるための人材配置、地域の事業所に対する相談・援助等の在り方について、どう考えるか。また、児童発達支援センターを中心に、地域の障害児通所支援事業所全体の質の底上げを図っていくための仕組みについて、どう考えるか。

さらに、「福祉型」と「医療型」のセンターの一元化後の方向性について、どう考えるか。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P7より抜粋）

- 児童発達支援センターについては、当該センター以外の施設との役割・機能の違いが明確でないため、多様な障害等への専門的機能を強化し、児童発達支援事業所等に対する助言その他の援助を行う機関として、以下のような機能・役割を担うべきであることを明確化すべきである。
    - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
    - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（児童発達支援センターが障害児通所支援事業所に対し、支援内容等への助言・援助等を行う機能）
    - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
    - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- また、こうした役割・機能を総合的に果たすため、「児童発達支援センター」は、「保育所等訪問支援」や「障害児相談支援」としての指定を併せて有することを原則とする方向で検討する必要がある。

「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書（令和3年10月20日）（P6、7より抜粋）

- 児童発達支援センターを中心に、地域の障害児通所支援事業所全体の質の底上げが図られていくよう、
    - ・地域の障害児通所支援事業所が参加する研修や支援困難事例の共有・検討
    - ・市町村や地域の自立支援協議会の子ども部会との連携
- 等の実施を促進する仕組みを併せて検討していくことにより地域社会に障害児支援の意義や専門性を伝えていく役割が必要である。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P7、8より抜粋）

- 「児童発達支援」について、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにするという障害児通所支援の理念をさらに進めるため、「福祉型」と「医療型」に区別せずに一元化する方向とし、全ての児童発達支援事業所において肢体不自由児以外にも含めた障害児全般に対する支援を行うべきである。

## Ⅲ 子ども・子育て一般施策への移行等について

年少期より、障害の有無に関わらず、子ども達が様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学び合い、成長することができる社会の実現を目指し、インクルージョン（地域社会への参加・包摂）の推進を進めることが重要である。

### 1. 保育所等訪問支援について、支援の実態等を踏まえ、より適切な評価の在り方、支援の標準的な期間等について、どう考えるか。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P10より抜粋）

- 保育所等訪問支援について、児童発達支援センターが地域のインクルージョンを推進する中核機関として果たす役割の重要性を勘案しつつ、個々の支援対象や時期、具体的な支援方法等の違いによる差異やタイムスタディ等の実態把握も踏まえ、改めてより適切な評価の在り方等を検討する必要がある。
- さらに、保育所等訪問支援は、基本的に、併行通園等の経験のない保育所等において、支援を実践しながら理解・展開・定着し、適切な支援を行うための経験と力量を向上させることを想定している。このため、個々の支援対象施設等の状況を十分に踏まえ、支援の終了の目安となる標準的な期間の在り方を併せて検討する必要がある。

### 2. 事業所による移行支援・併行通園に関して、支援の実態等を踏まえ、これらが効果的に実施されるための、適切な評価の在り方やプロセスの整理等についてどう考えるか。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P9、10より抜粋）

- 児童発達支援や放課後等デイサービスにおいて、個々の通所する障害児について移行支援が効果的に実施されるため、保護者等の意向の把握から保育所等への定着支援に至る一連のプロセスを効果的な標準的手法としてまとめ、わかりやすく提示することを検討する必要がある。また、そうしたインクルージョン推進のための具体的なプロセスは、一定期間にわたり継続的に行われるべきことを踏まえ、適切な評価の在り方を検討する必要がある。
- さらに、併行通園等の実現に関しては、市町村には、保育所等の関係者に向けて、インクルージョン推進の意義と保育所等訪問支援の目的・内容、児童発達支援事業や放課後等デイサービスによる移行前後のサポートの状況や好事例などの理解・普及を図ることなど、大きな役割が期待される。市町村との連携の在り方を含め、児童発達支援事業・放課後等デイサービスにおいてインクルージョンを推進するための具体的なプロセスについて整理・提示していくことを検討する必要がある。この際には、学校との連携の視点も重要である。
- なお、現状の障害児通所支援の状況等を踏まえれば、こうした併行通園や移行の支援の取組が積極的に行われるように制度の在り方を検討する必要があるが、本来的な「インクルージョン」の推進とは地域社会への参加・包摂を進めることであることから、年少期より、障害の有無に関わらず、子ども達が様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合い、成長することができる社会の実現を目指して、こうした取組も進められる必要がある。

### Ⅲ. 子ども・子育て一般施策への移行等について

#### (1) 児童発達支援センターの地域のインクルージョン推進の中核としての機能(※機能③)

##### (検討の視点の例)

- ・ 児童発達支援センターに、地域のインクルージョンを推進するための中核機関としての役割を求める場合、具体的にどのような役割や取組を求めることが考えられるか。
- ・ 役割分担・連携体制として、児童発達支援センターは、地域の中核機関として地域の保育所や児童発達支援事業所等と連携し、地域全体の一般施策への移行に関する後方支援を進め、一方、個々の事業所は、児童発達支援センター等と連携しつつ、自事業所に通所する個々の障害児について移行支援を行う方向性が考えられるがどうか。その場合、連携の効果的な方策についてどう考えるか。
- ・ 地域のインクルージョンを推進する体制整備は、市町村や都道府県等が中心となって進めていくことが考えられるが、児童発達支援センターとの効果的な連携や方策についてどう考えるか。
- ・ 児童発達支援センターの設置がされていない地域については、どのような対応が考えられるか。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P7より抜粋）

- 児童発達支援センターについては、当該センター以外の施設との役割・機能の違いが明確でないため、多様な障害等への専門的機能を強化し、児童発達支援事業所等に対する助言その他の援助を行う機関として、以下のような機能・役割を担うべきであることを明確化すべきである。
  - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
  - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（児童発達支援センターが障害児通所支援事業所に対し、支援内容等への助言・援助等を行う機能）
  - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
  - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能また、こうした役割・機能を総合的に果たすため、「児童発達支援センター」は、「保育所等訪問支援」や「障害児相談支援」としての指定を併せて有することを原則とする方向で検討する必要がある。

「障害児通所支援の在り方に関する検討会」報告書（令和3年10月）（P25より抜粋）

- インクルージョンの推進に関する地域の中核機関として、
  - ・ 児童発達支援センターは、地域の中核機関として保育所等からの要請を受けて行う保育所等訪問支援を積極的に活用して、地域全体の一般施策側の後方支援を進め、
  - ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスの個々の事業所は、市町村や児童発達支援センター等と連携しつつ、自事業所に通所する個々の障害児について状態や希望を踏まえながら移行支援（併行通園等の事例提供・提案や実現・継続のサポート）を行っていくという方向性が考えられる。

## (2) 保育所等訪問支援の具体的な方向性について

### (検討の視点の例)

- ・ 保育所等訪問支援は、地域の保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う事業であるが、現状、事業者によって個々の支援対象や時期・頻度、具体的な支援方法等に差異がある。そのため、保育所等訪問支援がインクルージョン推進の観点から、役割や機能、支援の終了の目安となる標準的な期間も含め、有用と考えられる在り方について、どのように考えられるか。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P10より抜粋）

- 保育所等訪問支援について、児童発達支援センターが地域のインクルージョンを推進する中核機関として果たす役割の重要性を勘案しつつ、個々の支援対象や時期、具体的な支援方法等の違いによる差異やタイムスタディ等の実態把握も踏まえ、改めてより適切な評価の在り方等を検討する必要がある。
- さらに、保育所等訪問支援は、基本的に、併行通園等の経験のない保育所等において、支援を実践しながら理解・展開・定着し、適切な支援を行うための経験と力量を向上させることを想定している。このため、個々の支援対象施設等の状況を十分に踏まえ、支援の終了の目安となる標準的な期間の在り方を併せて検討する必要がある。

### (3) 児童発達支援事業や放課後等デイサービスにおけるインクルージョンの推進について

#### (検討の視点の例)

- ・ 個々の通所する障害児について移行支援が効果的に実施されるために、保護者等の意向の把握から保育所等への定着支援に至る一連のプロセスや、子ども・子育て一般施策との連携についてわかりやすく提示していく上で、必要と考えられる要素にはどのようなことが考えられるか。
- ・ 現行では、事業所を退所して保育所等への移行をしたときに、保育・教育等移行支援加算を算定できることとしているが、移行支援は一定期間にわたり継続的に行われるものであることを踏まえ、具体的にどのような評価の在り方が考えられるか。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P9、10より抜粋）

- 児童発達支援や放課後等デイサービスにおいて、個々の通所する障害児について移行支援が効果的に実施されるため、保護者等の意向の把握から保育所等への定着支援に至る一連のプロセスを効果的な標準的手法としてまとめ、わかりやすく提示することを検討する必要がある。  
また、そうしたインクルージョン推進のための具体的なプロセスは、一定期間にわたり継続的に行われるべきことを踏まえ、適切な評価の在り方を検討する必要がある。
- さらに、併行通園等の実現に関しては、市町村には、保育所等の関係者に向けて、インクルージョン推進の意義と保育所等訪問支援の目的・内容、児童発達支援事業や放課後等デイサービスによる移行前後のサポートの状況や好事例などの理解・普及を図ることなど、大きな役割が期待される。市町村との連携の在り方を含め、児童発達支援事業・放課後等デイサービスにおいてインクルージョンを推進するための具体的なプロセスについて整理・提示していくことを検討する必要がある。この際には、学校との連携の視点も重要である。
- なお、現状の障害児通所支援の状況等を踏まえれば、こうした併行通園や移行の支援の取組が積極的に行われるように制度の在り方を検討する必要があるが、本来的な「インクルージョン」の推進とは地域社会への参加・包摂を進めることであることから、年少期より、障害の有無に関わらず、子ども達が様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合い、成長することができる社会の実現を目指して、こうした取組も進められる必要がある。

「障害児通所支援の在り方に関する検討会」報告書（令和3年10月）（P26より抜粋）

- なお、併行通園等の開始以降のサポートについては、従前通所していた児童発達支援事業や放課後等デイサービスにおいて継続して行う場合と、新たに児童発達支援センター等による保育所等訪問支援において、当該保育所等の他の障害のある児童と一緒に継続的にサポートをしていく場合が想定されるため、対象児や通所先の状況によってどちらの方法がより効果的であるか等も併せて、整理・提示していくことが望まれる。